

個人事業主の方へ

平成29年1月1日から、マイナンバー制度の導入に伴い、「給与所得者異動届出書」の給与支払者(特別徴収義務者)欄に、個人事業主の方のマイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。提出の際には、「番号確認」と「身元確認」の2つの確認が必要となりますので、以下を御準備ください。

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒									
	フリガナ										
	氏名又は名称										
	個人番号 又は法人番号										

個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

<本人による作成の場合>

※郵送の場合は書類の写しを同封してください。

(1) マイナンバーカード(顔写真付)を持っている場合

マイナンバーカードのみを提示、写しを提出してください。

(マイナンバーカード(見本))



※1枚で「番号確認」と「身元確認」が可能

(2) マイナンバーカード(顔写真付)を持っていない場合

①「番号確認」と②「身元確認」ができる書類を、それぞれ提示、写しを提出してください。

①「番号確認」(以下の書類から1点)

通知カード 個人番号が記載された住民票の写し

個人番号が記載された住民票記載事項証明書

+ 及び

②「身元確認」(以下の書類から1点)

※氏名及び住所又は生年月日が記載されているものに限りです。

運転免許証 パスポート 在留カード 住民基本台帳カード(顔写真付) 療育手帳 など

<代理人による作成の場合>

※郵送の場合は書類の写し(委任状は原本)を同封してください。

法定代理人や税理士などが代理で作成する場合は、次の3種類の書類を全て提示、写しを提出してください。

①代理権の確認

委任状【原本】※同一世帯でも委任状は必要です。 税務代理権限証書

+ 及び

②代理人の「身元確認」

代理人の方のマイナンバーカード、運転免許証、税理士証票 など

※ただし、以下のような顔写真なしの書類の場合は2点必要になります。

年金手帳 公的医療保険の被保険者証 住民基本台帳カード(顔写真なし)

住民票の写し 印鑑登録証明 など

+ 及び

③本人の「番号確認」

本人のマイナンバーカード又は通知カード

<マイナンバー通知カードの廃止後の本人確認書類としての取り扱い>

デジタル手続法の一部施行に伴い、マイナンバー通知カードが令和2年5月25日に廃止されました。ただし、以下の場合には、引き続き通知カードを番号確認のための本人確認書類として利用できます。

- 通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合。
- デジタル手続法施行日前までに変更手続きがとられており、デジタル手続法施行日以後変更を行うべき事由が発生していない場合。

<マイナンバーの記載が不要な場合>

異動後の未徴収税額の徴収方法	
<input type="checkbox"/>	1. 特別徴収継続
<input type="checkbox"/>	2. 一括徴収
<input type="checkbox"/>	3. 普通徴収(本人納付)

右から番号を記入

転勤・再就職等により異動後の未徴収税額の徴収方法が、「1. 特別徴収継続」となる場合は、マイナンバーを記載せずに新勤務先へ送付してください。



愛称:マイナちゃん